

質問・意見集約一覧表

資料2

番号	質問・意見内容	回答内容
1	第6章のはじめの図表の地域生活支援事業の任意事業の項目が、説明では増えていましたが、図表では、修正されていません。(要修正) また、この項目の説明では、(1) 必須事業 でしょうか。	素案2の83ページのとおり、修正いたしました。
2	第5章の基本的視点や基本指針の見直し、成果目標の市の考え方にアンケート結果(個人・事業所・団体)からの知見(例として以下の内容が挙げられる)をどのように反映させるか、可能な限り文言として入れ込んでいく必要があると考えます。 (個人アンケート) ・介助者の高齢化とそれに伴う当事者の生活(経済的・住む場所など)に対する不安が高いこと…>保護者任せにしない障害児者への支援の在り方の検討、自立支援の促進 ・地域生活での相談対応の充実(ちょっとした相談にも乗ってくれること身近な相談など)を望む人が多いこと…>きめ細やかな相談支援体制をつくるために何が必要かの検討 ・通園、通学では、とくに精神障害(発達障害が中心か?)学校での友人ができないこと、教職員の理解が不十分なことが問題点として挙げられている。事業所のアンケートにもあるが、「手帳を取得していないグレーゾーンへの支援」が不十分なこととつながっているのではないかと。…>グレーゾーンとされる発達障害に対するサポート体制の充実 ・障害の有無にかかわらず、同じ学校で教育を受けることに対しては、半数以上の人がそれを希望していること、一方で学校で嫌な思いをした人も多い…>小中高などの教職員に対する啓発研修、統合教育のための人員整備(人員の加配など) ・就労については、おおよ半数の人が働きたいと考えていること。そのために、職場の上司や同僚の理解が必要としている割合が高いこと…>就労支援における受け入れ企業等の開拓と働きかけ(啓発の研修も含む) ・障害児では、一般企業や官公庁での障害者雇用枠の拡大の希望が高いこと ・障害判定を受けた親の悩みでは「療育等についての相談できる場所がわからなかった」ことを挙げていること…>早い時期からの細やかな相談体制の整備と情報提供 ・普段の生活の中で差別を受けたり嫌な思いをしたとの経験(仕事に関して、店での買い物、外出時の視線、学校生活など)が高いこと…>心のバリアフリーの問題として広く啓発が必要だがその具体的方策の検討 ・災害時のサポート体制への不安が高いこと…>地域組織を含め、支援体制の検討が必要 ・全体として「暮らしやすさ」の肯定的意見は2割程度と高くはないこと…>「必要なこと」にあげられている意見を反映させる(事業所・団体) ・学校や関係機関との連携の必要性 ・就労支援全般に関し、関わられる事業所が少ないこと、事業所の選択肢が少ない ・就労先とのマッチング支援の必要性 ・地域との関係性では、施設コンフリクトの反応もあり、地域住民への啓発活動を ・相談支援事業所を増やすこと ・相談支援専門員の周知と増員(ケース数を減らして丁寧な対応ができる体制づくり) ・グレーゾーンの子どもたちへの支援体制の更なる充実においても市役所が主導的に学校や関係機関との連携を促進させる ・地域の大学生(市内には複数の大学が存在している)との交流促進 ・地域組織(民生委員や自治会)や地域住民の障害に対する理解を促進するための働きかけ ・基幹相談支援センターの早急な整備	本市の考え方や施策の方向について、次のとおり、加筆・修正しております。 (個人アンケート) ・素案2の74ページ【本市の考え方】 ・素案2の77ページ【本市の考え方】 ・素案2の52、55ページ<<施策の方向>> ・素案2の55ページ<<施策の方向>> ・素案2の57ページ<<施策の方向>> ・素案2の57ページ<<施策の方向>> ・素案2の52ページ<<施策の方向>> ・素案2の60ページ<<施策の方向>> ・素案2の68ページ<<施策の方向>> ・素案2の77ページ【本市の考え方】、47ページ<<施策の方向>>等(事業所・団体) ・素案2の52ページ<<施策の方向>> ・素案2の58ページ<<施策の方向>> ・素案2の57ページ<<施策の方向>> ・素案2の60ページ<<施策の方向>> ・素案2の47ページ<<施策の方向>> ・素案2の47ページ<<施策の方向>> ・素案2の52ページ<<施策の方向>> ・素案2の60ページ<<施策の方向>> ・素案2の64ページ<<施策の方向>> ・素案2の77ページ【本市の考え方】
3	第6章において、いずれのサービス項目にも共通しますが、個人アンケート結果からはそのサービスに関しどのような知見が得られたかを提示したうえで、実績をどのように評価し、見込み量をどのように算定したかを説明する必要がありますかと思えます。	実績の評価につきましては、素案2の29ページから38ページのとおり、記載しております。素案2の82ページのとおり、活動指標の算定方法を実施し、素案2の84ページ以降、見込み量を算出しております。
4	P9(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 実績：設置済 目標値：協議の場の設置 実績で設置されているのに、目標が協議の場の設置とはどういうことかなのでしょうか。	目標値は、前回の計画のおけます第5期障害福祉計画作成時(平成29年度)に掲げました令和2年度時点での目標値となっております。令和2年度までに協議の場の設置を目標と掲げておりましたが、令和元年度に協議の場を設置いたしました。素案2の27ページのとおり、修正いたしました。
5	(3) 地域生活拠点等の整備 実績：面的整備済 目標値：面的整備 実績で面的整備済と記載されているのに、目標値が面的整備とはどういうことなのでしょうか。	目標値は、前回の計画におけます第5期障害福祉計画作成時(平成29年度)に掲げました令和2年度時点での目標値となっております。令和2年度までに面的整備を目標と掲げておりましたが、令和元年度に面的整備を行いました。素案2の27ページのとおり、修正いたしました。
6	計画策定の趣旨 国の障害者施策については、国連障害者権利条約が批准され、インクルーシブな社会の実現に向かう必要がある。よって、障害者権利条約の理念を最初に触れておく必要があると思えます。また、障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へも触れておく必要があると思えます。	本日配布資料の内、資料2のとおり、修正いたしました。
7	障害児と障害者計画の狭間で、障害児施設に利用されている方の課題。 障害の重い子どもが児童施設からの次のステージへの移行先が見つからない。グループホームも重度対応できることは少ない。入所施設を希望される場合もあるが、成人の施設はなかなか見つからない現状がある。計画でも施設入所者の削減が目標とされているが、実情は、施設希望者がある実態を受け入れる必要がある。	本計画におきましては、実情を加味し、新規施設入所者を踏まえ成果目標を設定しております。素案2の72ページ【本市の考え方】●施設入所者の削減数に「新たな施設入所者も勘案し、」を追加いたしました。
8	障害児福祉 こども課と障害福祉課との対応となっている現状を、こども課(または障害福祉課)の窓口を1つにすることで、子育てで困っている親の支援がスムーズになる。自立支援会議でもこのような意見が多くありました。	ご意見の一つとして、お聞きいたします。
9	相談・支援体制の強化 基幹相談支援センターは必要ですが、障害福祉課のソーシャルワークのシステムはすでに基幹相談支援的な役割は果たしていると思えます。4つの委託相談事業所とさらに密な連携で機能はよりよくなると思えます。	ご意見の一つとして、お聞きいたします。
10	発達障害者等に関する支援では、担当課をまたいだプロジェクトチーム(こども課、教育委員会、障害福祉課等)を作りライフステージに沿った切れ目のない支援体制が必要と思われる。	ご意見の一つとして、お聞きいたします。
11	日中活動 生活介護の令和3年見込み量が令和2年度より少ない理由はなぜか。支援学校等の卒業生を勘案しても年に5人は増やす必要があると思えます。	本計画におきましては、素案2の82ページのとおり、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、令和2年度実績を除いて見込んだため、令和2年度実績を下回る見込みとなっているサービスがございました。ご意見を踏まえ、素案2の84ページ以降のとおり、修正しております。